

## 大分大学医学部附属病院感染制御部細則

平成21年3月25日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院感染制御部（以下「感染制御部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

### (感染制御部長)

第2条 感染制御部長は、病院長の命を受け、感染制御部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

### (感染制御部副部長)

第3条 感染制御部副部長は、感染制御部長を補佐し、感染制御部長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (業務)

第4条 感染制御部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 感染予防対策の立案及び指導に関すること。
- (2) 院内感染の調査分析に関すること。
- (3) 院内感染の啓発及び教育に関すること。
- (4) 感染症の情報交換に関すること。
- (5) その他感染制御に関すること。

### (運営会議)

第5条 感染制御部の運営に関する事項を審議するため、感染制御部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 感染制御部長
- (2) 感染制御部副部長
- (3) 医学科の教員 若干人
- (4) 看護師 若干人
- (5) 薬剤師 1人
- (6) 臨床検査技師 1人
- (7) その他感染制御部長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号から第7号までの委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、感染制御部長をもって充てる。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

### (雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、感染制御部の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

### 附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-8号）

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号から第7号までの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院感染制御部運営内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）  
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-27号）  
この細則は、令和6年9月25日から施行する。